知的財産権法研究会

【代表幹事】
藤原 宏髙(37期) Hirotaka Fujiwara
中小路 大(43期) Masaru Nakakouji

1 活動内容

当研究会は、年間テーマを決めて年10回の講演を行っています。コロナ禍前は、夏合宿を行い、判例研究をし、その成果を月例会で発表していました。現在はコロナ禍のために、夏合宿を行える状況にありませんが、昨年度は、東京大学の田村善之教授のご指導の下、リモート方式による判例研究会を実施しました。その成果は、二弁ひまわりの研究会ブログにアップロードしていますが、以下、そのサマリーを掲載いたします。

2 Led Zeppelin事件

Skidmore v. Led Zeppelin(952 F.3d 1051, 9th Cir. 2020)

(1) 事案

本件は、米国のバンドSpiritのギタリストRandy Craig Wolfeの遺産管理人Skidmoreが、Led Zeppelin及び音楽出版社等を、Led Zeppelinの楽曲「天国への階段」について、Spiritの楽曲「Taurus」の著作権を侵害している[1]などを理由として訴えたものである[2]。

Led ZeppelinとSpiritは、1960年代から1970年代前半の同時期に活動し、Led ZeppelinがSpiritの楽曲をカバーしていたことは争いがなく、かつ、継続した著作権侵害については、出訴遅滞は適用されないとの前提での事案である。

(2) 判決

被告勝訴とした原審判決を支持。

①Sound Recording[3]の保護がない1909年著作権法の下では、保護の対象となるのは、著作権登録の際に寄託された楽譜のみであり、この部分のみが類似性の立証に使えるとして、録音等における立証を認めなかったことと、②高度のアクセスが立証された場合[4]、低い類似性しか認められなくても著作権侵害が肯定されるという従来の基準[5]を覆したことなどが理由である。①については米国著作権法特有の問題であるが、②については、著作権侵害の判断基準として興味深い。

3 ギター演奏の創作性について（Led Zeppelin事件に関して）

(1) 本件で問題になっているギター演奏は、アルペジオ奏法による表現である。

(2) アルペジオ奏法とは、和音(コード)を構成する音を1音ずつ低いものから(または高いものから)順番に弾いていくことで、リズム感や深みを演出する演奏方法である。日本では順番に弾くことだけではなく、コードを押さえた状態で弦を1本ずつ弾くこと全般を言うことが多い。

(3) 和音自体は、アイデアに過ぎない。しかし、和音のどの音をどの順番で弾くかは、具体的な表現と考えられる。とはいえ、リズムが単調で、独自のメロ

1 「天国への階段」の序奏部分が「Taurus」の最初8小節に類似すると主張。
2 1審であるカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所は、陪審評決により被告勝訴となったが、控訴審は、原審が陪審に対する指示を誤ったとして原審判決を一部破棄し（905 F.3d 1116 (9th Cir. 2018)）、en banc（大法廷）による再審理の結果、原審判決を支持している。
3 米国1967年連邦著作権法は、レコード製作者の権利を著作権として保護する。
4 ジミー・ペイジは、「Taurus」を知っていたことは認めなかったものの、同曲を含むアルバムを保有していたことを認めていた。
5 Inverse Ratio Rule。

ディーとは言えない場合は、和音の構成音を1音ずつ弾いているにすぎず、ありふれた表現と考えられる。

(4) 原告の曲中のフレーズは、クリシェコードのアルペジオであり、ありふれた表現として、創作性がない、あるいは、かなり低いのではないかと考えられる。

(5) 被告の楽曲のイントロはクリシェコードが基本形であるが、その範疇から外れた音が入っている。

(6) 被告のイントロの34音のうち原告のフレーズと共通する音は11音のみである。共通音は33%未満である。

記念樹事件の判断基準(72%以上一致)からして、類似しているとは言えない。

4 ミキシング音源事件

大阪地裁平成30年4月19日判決・判例時報2417号80頁

(1) 事案

本件は、レコード製作にあたり、他人が録音した音についてミキシングやマスタリングと呼ばれる工程を加えた後の音を新たにテープに固定した者が、レコード製作者の権利(著作権法96条)を取得するかが問題となった事案である。

原告はレコード会社である。原告は、原告以外の者がミュージシャンの演奏をレコーディングした録音テープを入手した。原告は、この録音テープの音源にミキシング及びマスタリングの工程を加えてCDとして発売できる音源に仕上げ、これを新たに別のテープに録音してマスターテープを作成した。

(2) 原告がレコード製作者の権利を原始取得するか

裁判所は、原告はレコード製作者の権利を原始取得しないと判断した。その理由は、「レコード製作者たり得るためには、当該テープ等に収録されている『音』を収録していることはもとより、その『音』を『最初』に収録していることが必要」であり、「ある固定された音を加工する場合であっても、加工された音が元の音を識別し得るものである限り、なお元の音と同一性を有する音として、元の音の『複製』であるにとどまる」というものである。ミキシングやマスタリングは、すでに録音された音を素材としてこれを組み合わせたり編集したりする作業であるから、元の音を識別できないものには至っていないと判断された。

5 音楽教室事件

原　審:東京地判令和2年2月28日平成29年(ワ)第20502号・25300号

控訴審:知財高判令和3年3月18日令和2年(ネ)第10022号

(1) 事案

本件は、音楽教室を運営する原告ら(控訴人ら)が、著作権管理事業者である被告(被控訴人)に対し、被告(被控訴人)管理楽曲に関して、原告ら(控訴人ら)と生徒との間で締結された受講契約に基づき行われるレッスンにおける、原告ら(控訴人ら)の教室又は生徒の居宅内においてした被告(被控訴人)管理楽曲の演奏又は歌唱について、原告ら(控訴人ら)が被告(被控訴人)に対して著作権(演奏権)侵害に基づく損害賠償請求権又は著作物利用料相当額の不当利得返還請求権をいずれも有していないことの確認を求めた事案である。

(2) 判決

原審は、音楽教室における教師及び生徒の演奏について、演奏の主体はいずれも原告らであると認定したうえで、その演奏は「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏に当たり演奏権が及ぶとして、原告らの請求をすべて棄却した。

控訴審は、音楽教室における教師による演奏の主体については、原審と同様に、原告ら(控訴人ら)であると認定し、その演奏について演奏権が及ぶと判示したが、他方、音楽教室における生徒による演奏の主体については、原審と異なり、生徒であると認定したため、その演奏については演奏権が及ばないとされ、被告(被控訴人)は原告ら(控訴人ら)に対して使用料の請求権を有しないと判断した。

知的財産権法研究会

定例会	毎月第3水曜日　18:00～20:00
連絡先	事務局・矢島（ひかり総合法律事務所） TEL:03-3597-8701／FAX:03-3597-8140
入会方法	法律研究会ブログの入会方法（下記URL）をご参照ください https://niben.jp/blog/chitekizaisankenhou/nyukai/